

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業Q & A

令和3年3月17日

I 総論関係

(問1) 本事業の趣旨、概要いかん。

(答)

農林水産省では、新型コロナウイルスの影響により全国規模で在庫の滞留、価格の低下等が生じた和牛肉、高級果実等を対象に、第1次補正予算でその販売促進を支援してきたところです。

一方で、緊急事態宣言が再び発令されるなど、外食需要、インバウンド需要は依然として回復しておらず、引き続き対策が必要な状況です。また、コロナ禍の影響が長期化する中で、品目、産地やブランド、事業者によって影響の程度にはらつきが出ております。

このため、3次補正予算では、予め対象品目を限定することなく、在庫の滞留、価格の低下等の顕著な影響が生じていることを客観的に証明できる国産農林水産物等をすべからく対象とした上で、これらを活用し、インターネット販売や地域の販促活動など、販路多様化等に資する新たな取組を行った場合に1次補正予算と同等の支援を実施することとしております。

(問2) 1次補正の国産農林水産物等緊急対策事業との違いいかん。

(答)

1次補正との主な違いは、①3次補正予算では、予め対象品目を限定することなく、在庫の滞留、価格の低下等の顕著な影響が生じていることを客観的に証明できる国産農林水産物等をすべからく対象としていること、②こうした農林水産物等を活用し、インターネット販売や地域の販促活動など、販路多様化等に資する新たな取組を行った場合に支援することとしている点です。支援内容は1次補正と同等の内容ですが、個別メニューごとの補助対象経費や補助上限など変更した点もありますので、改めて実施要領等を確認して下さい。

(問3) 今後のスケジュールはどうなるか。

(答)

今後の予定は下記のとおりです。

【1次募集】

事業の公募期間：令和3年2月9日(火)～22日(月) 終了

事業採択の内示：令和3年3月8日(月)

事業実施期間：令和3年3月上旬（交付決定後）～同年3月26日(金)

【2次募集（予定）】

事業の公募期間：令和3年3月17日（水）～同年4月15日（木）中

事業採択の内示：令和3年4月下旬

事業実施期間：令和3年4月下旬(交付決定後)～同年7月31日（土）

（問27もご参照ください。）

※2次公募は、令和2年度補正予算に基づいて行うものであるため、農林水産省と財務省との継続協議の結果に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

また、今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。スケジュール等詳細は事務局ホームページ(<https://hanrotayouka.jp>)をご確認ください。

II 事業対象関係

（問4）対象となる国産農林水産物等とは。

（答）

コロナ禍の影響により、5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値（以下「5中3」という。）に比べ、

- ① 在庫量が2割以上増加していること
- ② 価格が2割以上低下していること
- ③ 販売量が2割以上減少していること
- ④ 販売額が2割以上低下していること

のいずれかを満たすことを客観的に証明できる国産農林水産物等（以下「対象農林水産物等」という。）です。

2割の算定に当たっては、豊作/豊漁や作り過ぎなど、コロナ禍以外に起因する部分があり、当該部分を切り分けて影響を計算できる場合には、当該部分を控除して算定します。

生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官又は水産庁長官がコロナ禍による影響に加え、気候変動、疾病、病害虫、災害等の発生その他国内外の社会経済情勢による需給変動等を総合的に勘案し、対象農林水産物等と実質的に同等の影響があると事業計画ごとに個別に認める国産農林水産物等も対象となります。

（問5）「2割」要件を満たすか否かは、どの主体で判定すれば良いのか。

（答）

生産者等（生産者、加工業者、卸売業者又はこれを構成員とする団体をいう。以下同じ。）の在庫量、取引価格、販売量又は販売額で判定することが基本ですが、生産・流通実態、新型コロナウイルスの影響を示す客観的データの有無等に応じ、県域を越えない範囲のデータで判定することも可能です。例えば、生産者等の客観的な在庫データがあれば、当該データを基に判定しますが、当該データがないなどこれによることが困難な場合には、当該生産者等の農林水産物等を

集荷している農協・漁業や県本部・県漁連、当該生産者等が居住する都道府県のデータを基に判定することも可能です。

なお、中食・外食用仕向けの米など、同一品目であっても用途等によってデータを区分できる場合には、当該区分で判定することも可能です。

(問 6) 全国統計で価格が2割下がっていれば、要件該当性を個別に証明する必要はないか。

(答)

本事業では、真にコロナウイルスの影響を受けている生産者等を支援することを目的としており、その影響を個別の生産者等ごとに示して頂く必要があります。

(問 7) 「客観的に証明」とはどのように証明すれば良いのか。

(答)

出荷伝票、領収書、契約している倉庫会社が発行する在庫証明書等を申請書に添付して頂きます。

(問 8) 過去5年分のデータがない場合はどうすればよいか。

(答)

保有するデータを全て活用（例えば、過去3年分のデータがあれば3年平均）し、過去平均値を算出することとします。

(問 9) 「5中3」の平均値と比較する場合の期間の取り方いかん。

(答)

新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれるに至った令和2年10月以降の任意の1か月以上の期間で、同条件の過去5年分と併せて把握可能な期間のデータをもって算出します。

(問 10) 「2割」の算出について、生産者の手取りの金額で計算するのか。それとも、系統での手数料や市場手数料を含めた金額で計算するのか。

(答)

今年度のデータと「5中3」のデータを比較するに際し、公平な条件で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていることを証明できれば、どちらで比較しても構いません。

(問 11) 「国産農林水産物等」には木材や原皮、花きなど食材以外も含むのか。

(答)

含みます。

(問 12) 「国産農林水産物等」には加工品も含むのか。

(答)

主たる原料が国内で生産された加工品であれば含みます。ただし、審査・採択上は、国産農林水産物等の販売・流通環境の改善に直接的に寄与する取組を優先しています。

(問 13) 実施要領に「その主たる原料が国内で生産された加工品を含む」とあるが、どのように確認するのか。

(答)

「主たる原料」は、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている原材料とします。また、国内で生産されたものか否かは、食品表示基準の「原料原産地名」により確認します。

III 取組内容関係

(問 14) 「販路多様化等に資する新たな取組」の具体例いかん。

(答)

事業実施者が対象農林水産物等を活用し、

- ① 新たなインターネット販売、
- ② 新たなテイクアウト・デリバリー販売、
- ③ 新たな地域の販売促進活動、
- ④ 学校給食、子ども食堂等への提供

等に取り組んだ場合に、食材調達費（①にあっては送料）等を支援することとしています（④学校給食、子ども食堂等への提供については、追加的な新規の取組は必要ありません）。

なお、②～④にあっては、補助対象経費が食材調達費であることもあり、事業実施者は、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等ではなく、生産者等から対象農林水産物等を調達する者であることに注意して下さい（①にあっては、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等が自ら事業を実施することができます）。

(問 15) いつ以降の取組を「新たな取組」とするのか。

(答)

新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著となった令和2年10月以降に新たに取り組んだものです。補助対象となる取組は、原則交付決定後に着手した取組です（問26参照）。

(問 16) 誰にとっての「新たな取組」か。

(答)

事業実施者です。同一の事業実施者による類似の申請は、審査・採択上低い評価となります。また、異なる事業実施者による申請であっても、申請が互いに類似し、それぞれに創意工夫、新規性が見受けられない場合は、同様に審査・採択上低い評価となります。複数の事業実施者が共同して取り組む場合には、1申請ごとに補助上限が設定されていることも踏まえ、申請ごとに販路多様化に資する創意工夫、新たな取組を明記するようご注意下さい。

なお上述の通り、学校給食、子ども食堂等への提供については、追加的な新規の取組は必要ありません。

(問 17) 新たな法人、団体等を立ち上げ、事業実施者とする場合、全ての販路を「新たな販路」と解して良いか。

(答)

事業実施者の構成員の既存商流に提供する場合には、「新たな販路」とは見なしません。

(問 18) 事業実施者が令和2年10月以前から既にインターネット販売やデリバリー販売に取り組んでいる場合は、本事業の対象とならないのか。

(答)

インターネット販売において、対象農林水産物等の特設ページを設ける、デリバリー販売用に、対象農林水産物等を活用した新メニューを開発するなど、既に実施している取組の中で、販路多様化に資する新たな工夫を講じて頂ければ、本事業の対象とすることができます。

(問 19) インターネット販売を活用して対象国産農林水産物等を販売する場合に、非対象とのセット商品は補助の対象となるか。

(答)

本事業の対象国産農林水産物等と非対象のセット商品（鮮魚の詰め合わせ等）については、対象国産農林水産物等の重量割合が50%以上であるものは、補助の対象として差し支えありません。

(問 20) テイクアウト・デリバリー等販売、地域の販売促進活動を実施するに当たって、「主旨に反する広告や過度な安売り競争に繋がる取引は行わないようにする」とあるが、具体的にはどういうことか。

(答)

事業実施者は、「補助金の活用による半額キャンペーンや倍増キャンペーン」など、金額や量のみを強調した誘因や、消費者の適切な選択を阻害する表現を用いた広告を行わないものとします。また、小売業者等との取引に際して、流通経費を適切に転嫁することなく、補助金額を

そのまま取引価格から差し引いて納品することが続けば、他の卸売業者も同様の価格での納品を求められ、対象農林水産物等の価格の下方圧力がかかります。こうした安売り競争に繋がる取引は行わないこととします。

なお、生産者等、卸売業者及び小売業者に加え、地方公共団体、金融機関、商工会議所等の中立的な第三者を含む協議会を組織し、当該協議会が事業実施者となることも、適正な事業執行を図る上で有益です。

(問 21) 地域の販売促進活動における「新たな取組」とは何か。それぞれの販促キャンペーンは別個のものであるとして、それぞれ新たな取組と解してよいか。

(答)

本事業では、新たな販路の確立、販路の多様化を支援するという趣旨・目的に照らし、審査・採択上、取組の創意工夫、新規性を非常に重視することとしております。

このため、日時・場所のみが異なるなど同一の事業実施者による類似の申請は、審査・採択上低い評価となります。また、異なる事業実施者による申請であっても、申請が互いに類似し、それに創意工夫、新規性が見受けられない場合は、同様に審査・採択上低い評価となります。複数の事業実施者が共同して取り組む場合には、1申請ごとに補助上限が設定されていることも踏まえ、申請ごとに販路多様化に資する創意工夫、新たな取組を明記するようご注意下さい。

(問 22) 直接の販路は既存商流であるものの、その先更に転売され、その商材は最終的には販促キャンペーンに利用されるという場合も、支援対象となるか。

(答)

問 16 記載のとおり、事業実施者自ら、販路多様化に資する新たな取組を実施していただく必要があります。販促キャンペーンのために直接納品する事業者が事業実施者となるか、当該事業者とコンソーシアムを形成して申請する場合を審査・採択上は優先します。ご質問のような申請も可能ですが、最終的な納品先を事業実施計画に明記していただく必要があります。

(問 23) 同一事業者による類似の申請か否かはどのように判断するのか。

(答)

外部選考委員による客観的な審査の中で個別に判断されるので、一概には言えませんが、日時、場所等の形式的項目にとどまらず、異なる対象農林水産物等を取り扱う、異なるターゲット層に訴求する、単なる「値引き販売」に留まらない公共的意義を有する（新商品開発、地域の伝統的料理の普及・浸透等）など、内容、効果等の点も含め、既存の取組とどのように異なるのかを事業実施計画の中に記載して頂くことが重要と考えます。

(問 24) 1次補正で採択された取組と同様の取組も「類似の取組」とされるのか。

(答)

1次補正と3次補正は別事業ですので、類似の取組とはなりません（ただし、2回目以降も同様の取組で申請した場合には類似の申請となります）。

(問 25) 実施要領上の子ども食堂等の「等」とは何か。

(答)

子ども食堂等の「等」は、幼稚園、保育園、学童保育及び子ども宅食を想定しております。新型コロナウイルスの影響を受けた生産者等への支援及び食育の推進の両立を図る取組ですので、子ども世代を対象範囲としております。

(問 26) 1次募集と2次募集の変更点は何か。

(答)

学校給食、子ども食堂等への提供について、1次募集と2次募集の変更点が下記3点あります。

1次募集（2月9日～22日）	2次募集（3月17日～4月15日）
（学校給食、子ども食堂等への提供）各施設（学校給食、子ども食堂等）への提供は2回まで※受け手（各施設）ベースでカウント	（学校給食、子ども食堂等への提供）同一の事業実施者による同一の施設への提供は2回まで※出し手（事業実施者）ベースでカウント
（子ども食堂等への提供）1取組当たりの補助金の下限⇒100万円	（子ども食堂等への提供）1取組当たりの補助金の下限⇒50万円
（子ども食堂等への提供）20名以上の運営者をとりまとめて申請	（子ども食堂等への提供）10施設以上をとりまとめて申請

学校給食、子ども食堂等への提供回数は令和3年4月1日以降の回数をカウントします。なお、提供品目の変更に関わらず、同一事業実施者による同一施設への提供回数は2回までとします。

また、学校給食への提供に当たっては、対象品目の選定、対象となる小中学校との調整等に当たり、地方公共団体（対象品目の担当部局、教育関連部局）と緊密に連携するよう努めるものとします。

(問 27) 事前着手はいつから可能か。

(答)

交付決定後の事業着手が基本ですが、旬が短い、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的実現のために必要な場合には、緊急事態宣言が再発令された1/8以降の取組

開始が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となった理由を具体的に説明していただく必要があり、また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

(問 28) 緊急事態宣言が解除された場合には、それ以降の事前着手は認められなくなるのか。

(答)

2次公募に当たっては、事業実施期間である4月下旬より前に緊急事態宣言が解除された場合でも、事前着手の対象となります。